

環廃対発第 1306241 号
平成 25 年 6 月 24 日

各都道府県廃棄物処理担当部(局)長殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課長

ごみ処理基本計画策定指針の改定について

一般廃棄物処理行政の推進については、かねてより種々御尽力、御協力いただいているところである。

さて、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）が平成 24 年 8 月 10 日に、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行令（平成 25 年政令第 45 号）及び使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律施行規則（平成 25 年経済産業省・環境省令第 3 号）が平成 25 年 3 月 6 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行された。これを踏まえ、この度平成 5 年に策定され、平成 20 年に改定された「ごみ処理基本計画策定指針」を、再度、別添のとおり改定することとした。

については、貴職におかれては、貴管下市町村に対し周知徹底及び指導方お願いしたい。